

○財務省告示第十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十七年十二月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十四日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第五百七十七回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で二兆四千四百十八億七千万円
五	発行額	七千万円
六	最低額面金額	千万円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十七年十二月二十一日
九	発行価格	額面金額百円につき百円四銭九厘
十	償還期限	平成二十八年十二月二十日

